

記帳支援事業(公益目的事業)

記帳処理サービスの 新規利用者募集中!

記帳処理サービスは、
利用者に記帳の専属担当者が付き、
節税効果の高い青色申告特別控除
65万円を適用できるシステムを安価な
費用負担で活用できるので、
大変好評です。

経理に不安のある方、会計の負担を
経済的に軽減したい方など、
是非ご検討ください。

詳しいお問合せ・お申込みは
事業課 TEL0465-24-2614 へ。
※税理士会関与の方は、こちらの
サービスのご利用はご遠慮下さい。



青色応援団員(会員)大募集!!

やっぱり今は **青色申告会** でしょう!

会員特典を上手にご利用ください

- 1 記帳・申告等のサポート
- 2 経営やお店のPRのサポート

- 3 弁護士や税理士等相談窓口
- 4 ご商売や生活における共済の活用
- 5 旅行や健康診断等の福利厚生事業 他

.....1月の今なら入会金1,000円免除.....

正会員/事業所得・不動産所得を有する個人の皆様(年会費10,000円)
準会員/正会員以外の個人の皆様(年会費2,000円)

お申込み・お問合せ/HPから入会申込へアクセス
0465-24-2612 (担当/諏訪間)

青色申告会 で **検索**

<http://www.dokodoko.jp>

小田原青色申告会
の地域いろいろ情報
検索サイト

グーグル・Yahoo等で
どこどこ と 検索

お得意満載!最新イチオシ情報! こんなお店・あんなお店、探せます! 観光スポットやレシピなども!!

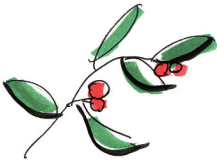
**フェイスブック
始めました!**
「いいね!」を
お願いします

「公益社団法人 小田原青色申告会」
で検索してください。
様々な活動やリアルタイムな情報も掲載し
ています。確定申告時期もお見逃し無く!

公的年金等の申告をする場合

確定申告に必要な資料

1. 年金所得の全ての源泉徴収票(原本)
2. 国民健康保険・国民年金支払証明書等、生命保険、地震保険等の控除証明書
3. 金融機関名と口座番号が分かるもの(通帳など)
4. 前年分の確定申告書控え
5. 印鑑(スタンプ式印章は不可)



医療費控除を受ける場合

確定申告に必要な資料

1. 給与や年金所得の源泉徴収票(原本)
(記載の源泉徴収税額が0円の場合は
控除を受けられません)
2. 26年中に支払った医療費の領収書。
集計は事前にしておいて下さい。
3. 印鑑(スタンプ式印章は不可)
4. 金融機関名と口座番号が分かるもの(通帳など)



年途中で退職された場合

確定申告に必要な資料

1. 退職時までの給与所得の源泉徴収票(原本)
2. 国民健康保険・国民年金支払証明書等、生命保険、地震保険等の控除証明書
3. 金融機関名と口座番号が分かるもの(通帳など)
4. 印鑑(スタンプ式印章は不可)
※2ヶ所以上から給与所得を受けた場合は、
その全ての源泉徴収票も必要です。



新規での住宅借入金特別控除の申告をされる方へ

待ち時間や経費等、他の会員との平等化を図るため、
本年からは「税務署」にてご相談・申告願います。

株式の売却(特定口座以外)に関する申告等

※詳細は1面の赤字文字参照 「税務署」にてご相談・申告願います。

税のカレンダー

納期限を守りましょう! 口座振替を利用しましょう!

●国民健康保険料(税)の納期限

【1月分】小田原市 【第8期分】南足柄市・大井町・山北町・開成町・箱根町・湯河原町

【第9期分】松田町 【第10期分】真鶴町

●後期高齢者医療保険料(普通徴収)

【1月分】小田原市 【第7期分】南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町・箱根町・真鶴町・湯河原町

●介護保険料の納期限

【1月分】小田原市 【第7期分】中井町・大井町・松田町・山北町

【第8期分】南足柄市・開成町・箱根町・湯河原町 【第10期分】真鶴町

●市県民税(普通徴収)

【第4期分】小田原市・南足柄市

●町県民税

【第4期分】中井町・大井町・松田町・山北町・開成町・箱根町・真鶴町・湯河原町

●源泉徴収票の交付期限

●固定資産税の償却資産に関する申告期限

●給与支払報告書の提出期限

納期限2月2日(月)

県税事務所からのお知らせ

「二セ税務職員」にご注意を

税務職員等を装い、次のような不審な電話が発生しています。

●ご本人やご家族の収入、銀行口座、携帯電話番号、家族構成や法人の現況などを聞き出すとする事例

●税金を還付すると称して、キャッシュカードと携帯電話を持ってATM(現金自動預け払い機)へ行くように指示される事例

●滞納がない方の所へ、税金を徴収に行くと言われた事例

●自動車税の還付があると称して、直接自宅を訪れるという事例

県税事務所では、税金の納付のために金融機関の口座を指定して振り込みを求めることや、還付金の受け取りのためにATMの操作を求めることはありません。

★被害に遭わないために

県税事務所では、ご提出いただいた申告書類などの内容確認や、納税の催告のために納税者などに電話をする場合がありますが、不審に感じられた場合は、即答せず、所属事務所名と電話番号、名前をフルネームで確認し、電話をいったん切つて、相手が言った番号へは電話をせず、下記の電話番号へお問い合わせください。

ご家族の方が問い合わせを受けられた場合も同様に、即答せず、電話をいったん切つて、ご本人とご相談ください。ATMの操作を持ちかけられた場合は、併せて警察にその旨を連絡してください。

◆お問い合わせ先

小田原県税事務所 管理課
TEL 0465-32-8000(代)

青色申告会 会の予定 1月

5日(月) 9:00 仕事始め	【支部】	
6日(火) 10:00 法律相談(1F)	16日(金) 18:00 真鶴幹事会(未定)	
9日(金) 15:00 理事会	20日(火) 17:00 橘幹事会(すし橘)	
17:00 賛詞交歓会	18:00 湯河原幹事会(光陽館)	
13日(火) 10:00 年金相談(1F)	18:30 川東幹事会(魚利商店)	
16日(金) 10:00 法律相談(1F)	21日(水) 17:00 山北幹事会(みっちゃん食堂)	
17日(土) 10:00 住宅取得セミナー	18:30 城北幹事会(未定)	
13:00 全体職員研修会	22日(木) 18:00 城南幹事会(青色会館)	
21日(水) 10:00 相続相談(1F)	18:00 足柄幹事会(番場亭)	
17:00 新聞部会 税務研修会(5F)	23日(金) 17:00 中央幹事会(鳥かつ楼)	
22日(木) 10:00 不動産相談(1F)	17:00 足柄上幹事会(いこいの村)	
17:00 歯科部会 税務研修会	26日(月) 17:00 箱根幹事会(保養所みやぎの)	



小田原税務署からのお知らせ

ご存じですか? 「国外財産調書」 ◆国外財産調書の提出について◆

平成26年12月31日において、価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を有する方は、平成27年3月16日(月)までに「国外財産調書」を提出しなければなりません。

なお、提出がなかった場合や正しく記載されていない場合には、加算税の加重措置が適用されるほか、罰則が適用される場合がありますのでご注意ください。

※詳しくは国税庁HPをご覧ください。税務署へご相談ください。

